

平成 2 9 年 度

定期監査結果報告書（二次）

（含 公の施設の指定管理者監査結果報告書）

平成 3 0 年 3 月
玉野市監査委員

玉 監 第 1 6 号

平成30年 3月27日

玉 野 市 長 黒 田 晋 様
玉 野 市 議 会 議 長 氏 家 勉 様
玉 野 市 教 育 長 石 川 雅 史 様
玉野市公平委員会委員長 三 宅 正 雄 様

玉野市監査委員 山 辺 貴久男

玉野市監査委員 伊 達 正 晃

平成29年度 定期監査（二次）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成29年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

第1 監査の基準

監査は、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して実施した。

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による審査）

第3 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性、表示の妥当性等に着目し実施した。

第4 監査の主な実施内容

実査、確認、証憑突合、帳簿突合、計算突合、分析的手続、質問、観察、閲覧等の手法により、効果的かつ効率的に十分かつ適切な審査の証拠を入手して実施した。

第5 監査の対象及び日程

次のとおり実施した。

| 実施日 | 監査の対象 |
|----------|--|
| 1月12日（金） | 議会事務局、総務課（公平委員会含む）、危機管理課 |
| 1月19日（金） | 市民課、契約管理課、環境保全課 |
| 2月2日（金） | 長寿介護課（指定管理施設：サンライフ玉野） 福祉政策課（指定管理施設：玉野市中心身障害者福祉会館、玉野市障害者地域活動支援センターしらさ工房、玉野市障害者地域活動支援センターこころの里、玉野市児童発達支援センター） 就学前教育課 |
| 2月13日（火） | 学校教育課 社会教育課（指定管理施設：玉野市立児童館、玉野市立図書館及び玉野市立中央公民館、玉野市立体育施設） 教育総務課 |

第6 監査の結果

各監査対象における財務に関する事務については、関係法令、条例、規則、予算目的に準拠し、概ね適正に執行されていると認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する点も見受けられたので、それぞれ必要な措置を講ずるよう要望する。

前回指摘した事項については、概ね改善されていた。引き続き適正で効率的な事務の執行に努められたい。

指定管理施設については、いずれも所管部署による継続的評価が行われており、概ね良好な管理がなされていた。

以下、共通事項及び各対象別に所見を述べることとし、軽易な注意事項についてはその都度指摘し、改善するよう指導したので記述から省略した。

< 共通事項 >

1 支出事務について

- ・ 特定の業者から随意契約で購入するため5万円未満の伝票に分割したと疑われる購入が一部見受けられたので、一括購入とするよう留意されたい。
- ・ 年度末に、多量の消耗品等が購入されているものが一部見受けられた。単年度予算主義の原則から、当年度予算では当年度必要な物品を購入すべきものであることに留意されたい。
- ・ 単価契約物品があるにもかかわらず同種の別物品を購入する場合、その理由を記載されたい。
- ・ 支出負担行為の根拠資料として講習会の案内を添付する場合、支出の決定と参加する旨の意思決定は別物であるため、案内は収受文書として受け付け、講習への参加する旨を決裁した上で、その写しを支出負担行為書の添付文書として起案されたい。

2 前渡金整理簿について

多くの所属において、記載誤りや記載漏れが散見された。記載方法について庁内で統一的なルールが明文化されてされていないことによるものと思料されるため、今後、記載方法の統一と徹底を行うなど適正な管理に努められたい。

3 郵券等受払簿等について

玉野市財務規則196条において「部等の長は、次の所定の帳簿を備え、物品の使用について記載し、これを明らかにしなければならない。」とし、所定の帳簿として(1)備品台帳(2)物品受払簿(3)郵券等受払簿が規定されている。パソコン上のファイルのみによる管理を行っている職場も一部見受けられるが、上記規則に

沿った事務処理として年度ごとに紙面による帳簿を整理することや電子ファイルによる管理を可能とするような運用ルールの整備を検討されたい。

◆議会事務局

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 議会インターネット録画配信業務委託について、迅速な来庁が可能な業者であるとの理由により随意契約を行っているが、情報技術の発達に伴い、来庁を前提としない対応方法が実現できる可能性もあるため、事業者の選定に今後留意されたい。
- ・ 本会議における発言通告の制度運用について、玉野市議会会議規則の規定に基づいた事務処理がなされていない事例も見受けられるため、例規の趣旨を踏まえた適切な議会運営がなされるよう議長の補助機関として努められたい。

◆総務課（公平委員会含む）

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 補助金等の概算払について、年額の支出負担行為決議書に各支出月の金額を記載した表等を作成し、残額等を把握した事務処理を行われたい。
- ・ 特定の業者と複数の単独随意契約をしているものがみられたが、多額の契約となるため、定期的な見直しやその内容の妥当性について、今後も注意して事務処理されるよう努められたい。
- ・ シーバス及びシータクの利用者人数が横ばい状態とのこと。また、一定の利用者に偏っているとのことだが、さらに調査研究を進め利用促進に努められたい。

◆危機管理課

共通事項のほかに特にない。

◆市民課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 収入調定書の購入について、合計 60 冊の購入に際し見積書、納品書が 20 冊分ずつ、3 つに分かれて発行され添付されている。見積日、納品日もそれぞれ 3 通ずつ同日付であった。それぞれ品名欄に記載されていない詳細な種別の違いごとに分かれて見

積書等が作成されているとのことであるが、納品された物品を特定するため、種別についても記載するとともに、同日の依頼であれば一つにまとめて発行を依頼することが望ましい。

- 玉野市霊園管理運営業務委託について、年間の委託料を4回に分けて支払っているが、各回の支払額と契約書で定めた各回の支払額とが異なっている。総額は契約通りに執行されているが、各支払についても契約通りの適切な履行に努められたい。また、事業報告書について、最終の支払日 H29.5.1 より後に提出されている。契約書第7条にも「遅滞なく、事業報告書を甲に提出しなければならない」と定められているところであるため、支払前に報告を徴収するよう努められたい。
- 玉野市斎場条例において死亡者が市外の場合、市内の喪主が宣誓することにより使用料の減免を行っている。しかしながら、喪主の確認を葬儀執行状況の中で実施されていない。今後、宣誓内容の適正を確保する手続を工夫されたい。

◆契約管理課

共通事項のほかに次のとおり。

- 市庁舎空調機器に関する施設修繕が各部品ごとに6つの修繕委託に分割して起票されているが、種別毎に分割する必要は見受けられず、一連の工事として取り扱うべきものと考えられる。適切な事務処理に努められたい。

◆環境保全課

共通事項のほかに次のとおり。

- 可燃ごみ収集業務の単独随意契約について、地域ごとに契約している明確な理由を記載されたい。
- 毎月同額で同一業者から購入している消耗品について、随意契約とするために5万円未満に分割した発注と見受けられるので年間必要数量を積算し、まとめて競争見積りに付すなど適切な事務処理に努められたい。

◆長寿介護課

共通事項のほかは特にない。

◆福祉政策課

共通事項のほかに次のとおり。

- 2年前も指摘しているが、生活保護システム利用契約書について、契約保証金及び暴

力団排除条項を記載されたい。

- ・ 現金管理について、やむを得ず保管する場合、そのリスクについて課内で共有し、残高等の確認を徹底するよう努められたい。

◆就学前教育課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 幼稚園に係る寄附採納伺書について、「可・否」欄が未記入となっているものが散見された。適切な事務処理に努められたい。

◆学校教育課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 学校ボランティア活性化事業委託の今後の事業実施方法について、完了報告書に助成金と記載されていることから、事業の性格上、委託料とするよりも補助金として支出を行うことを検討されたい。
- ・ 市民病院との委託契約について、契約者の双方が市長となっており、民法第108条で禁止されている双方代理に該当するおそれがあるため、今後の契約については、当事者のいずれかについて契約に関する権限を別の役職者に委任するなどの対応を検討されたい。また、同契約中、相手方が「玉野市病院事業管理者 玉野市長 黒田晋」となっているが、玉野市病院事業は事業管理者を置かない企業であるため、地方公営企業法第8条第2項の規程により、病院の代表者は単に「玉野市長 黒田晋」となることにも留意されたい。
- ・ 課内の職員数について、同規模他市と比べて遜色ないとのことだが、本市の学校数が多い分事務量も多いと思料される。適正な職員数については常に精査されるよう努められたい。

◆社会教育課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 支出負担行為決議書に添付の修繕工事完了検査証について、検査員名と押印者が異なっているものが見受けられた。代決により処理されたものとのことだが、法律文書であるため、記名者と同じ者が押印するよう注意されたい。
- ・ 室内環境測定手数料について、見積書及び納品書に表示された件名が、支出負担行為の件名に記載された実施内容と異なっているように見受けられたので注意されたい。

- ・ 西行賞委託料について、見積書に委託料の総額のみが記載されており、委託料の算出根拠が不明確となっている。内訳等の記載について確認の上、収受されるよう注意されたい。また、事業の性格上、委託料とするよりも補助金として支出した上で精算を行うことや、直営で実施されることが適しているとも思料されるため、今後の事業実施方法について検討されたい。

◆教育総務課

共通事項のほかに次のとおり。

- ・ 施設修繕料について、緊急性を理由とした単独随意契約が散見されたが、20万円を超える案件も有ったので、競争見積もりの可否を勘案し、安易な随意契約にならないよう適切な事務処理に努められたい。